

写

30東監発第52号

平成31年3月1日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 伊藤 真一 様

東村山市監査委員 赤木 盛一
東村山市監査委員 飯田 武夫
東村山市監査委員 熊木 敏己

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

財政援助団体	社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会
担当所管課	健康福祉部地域福祉推進課
監査の範囲	平成29年度及び平成30年度(平成30年4月1日から平成31年11月30日)に執行された補助金に関する事務及び当該事務の執行

第3 監査の着眼点

「財政援助団体」

- (1) 補助金の交付申請及び申請時期は適切か
- (2) 補助金に係る会計経理は適正か
- (3) 補助金の使途は適正か
- (4) 補助金事業はその目的に沿って適正に行われているか
- (5) その他財務及び事務事業に関する必要事項

「担当所管課」

- (1) 補助決定は適正か
- (2) 補助額及び交付時期は適切か
- (3) 実績報告は確実に実行されているか
- (4) 交付団体への指導監督は適切に行われているか

第4 監査の主な実施内容

監査対象の財政援助団体及び担当所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成30年12月3日から平成31年2月25日まで

実施内容	実施場所	日 程
説明聴取	監 査 室	平成31年2月12日
講 評	監 査 室	平成31年2月25日

第6 監査の結果

財政援助団体の概要及び監査の結果の個別的事項は次のとおりである。

1 団体の概要

(1) 設立

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に基づき、昭和39年6月1日に任意団体として設立し、昭和44年3月1日に社会福祉法人格を取得。

東村山市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(2) 事業の概要

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥ 共同募金事業への協力
- ⑦ 授産施設の経営
- ⑧ 老人居宅介護等事業の経営
- ⑨ 福祉サービス利用援助事業
- ⑩ 一般相談支援事業の経営
- ⑪ 障害福祉サービス事業の経営
- ⑫ 移動支援事業の経営
- ⑬ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(3) 組織

社会福祉法人東村山市社会福祉協議会は、理事会、評議員会、監事の機関からなる。法人の業務の決定を行う執行機関は理事会で、理事の定数は14名以上16名以内。平成30年度は14名である。議決機関は評議員会で、評議員の定数は28名以上32名以内となっている。平成30年度は30名である。他に理事の職務執行の監査機関として監事2名を設置。

会員数は、平成29年度末現在、個人と団体合わせて6,234件である。平成30年度の職員定数は、正規職員33名（うち管理職3名）、再任用職員2名（うち事務局長1名）、嘱託職員21名となっている。

(4) 事務局所在地

東京都東村山市野口町一丁目25番地15

2 補助金の状況

市は、補助金を平成29年度は東村山市補助金等の予算の執行に関する規則に基づき1億1千367万2千163円を交付、平成30年度は東村山市社会福祉協議会補助金交付規則に基づき1億6千304万1千386円を概算交付決定されている。

3 平成29年度収支実績の概要

平成29年度の市補助金の他、市委託金2億839万6千62円、介護保険事業他独自事業他独自事業の収入や、会費・寄付金等を合算した事業活動収入の合計は、4億7千971万1千48円であった。平成29年度支出のうち主なものは、人件費3億9千718万8千642円、事業費1千651万5千957円、事務費4千863万2千610円、授産事業支出936万6千198円、助成金支出532万6千725円であった。

4 監査の結果

所管課における財政援助団体への補助金等の交付及び財政援助団体への指導監督は、おおむね適正かつ効率的に執行されていることが認められた。

財政援助団体においては、財務及び事務事業に関し一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

5 指摘・要望事項

(1) 指摘事項

① 休日勤務命令について

休日等に勤務を要する際は、当該休日前に命令を行うことになっているが、全ての『何書』において、当該休日後になされていた。社会福祉法人東村山市社会福祉協議会職員就業規則に基づき適正に処理されるよう書式の変更をなされたい。

② 文書管理について

社会福祉法人東村山市社会福祉協議会事務局規程では、保存の必要な文書を文書保存台帳に記載することになっているが、文書保存台帳の整備がなされていなかった。また、全ての起案書において、ボックス名・ファイル名記載欄に文書の保管先がなかった。規程に従い適正に処理されたい。

(2) 意見・要望事項

① 情報の公開について

福祉医療機構が運営しているホームページにおいては、平成29年度、平成30年度の現況報告書等は掲載されていたが、調査時点では、社協ホームページにおいては「平成29年度事業報告及び決算」、「平成30年度事業計画及び予算」が、公表されていなかった。また「規程集（定款）」が平成29年度のままであった。社協のホームページにも速やかに公表されたい。